

募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 弊社は、募集若しくは売出し（目論見書を作成するものに限ります。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの運用ニーズを的確に捉え、多様な商品提供を行うことを旨として業務を行っております。
2. 募集等に係る株券等の配分を行うに際して、弊社はお客さまの投資ニーズの的確な把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 具体的な配分につきましては、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。なお、必要に応じて当該銘柄の地域性、固有の特性、その他の状況等を考慮した配分を行う場合がございます。

(1) 新規公開株の個人投資家への配分

配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選による配分を行います。配分は、ブックビルディング期間中に有効需要（公開価格以上の需要）を充たす需要の申告をされたお客さまを対象に、以下の要領で行います。

イ お客さま毎に 1 個の番号（乱数）を付し、番号順に当選者を決定いたします。なお、当該抽選により配分する数量は、個人投資家への配分予定数量の 10%といたします。

ロ 次に、お客さま毎の申告数量を、当該株式の売買単位に分割し、分割された数と同個数の番号（乱数）をお客さまに付します。（但し、需給関係等により、付する番号の個数に上限を設けることがあります。）さらにお客さまの弊社での取引状況に応じて売買単位毎に付する番号（乱数）を増やします。抽選による配分予定数量から、上記イで決定した配分数量を差し引いた配分予定数量について、番号順に配分を決定いたします。

ハ なお、以下の場合には、イにおける抽選配分の割合を引き下げることまたは、抽選による配分を行わないことがありますのであらかじめご了承ください。

- ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
- 個人投資家への配分予定数量が 50 単位に満たない場合
- システム障害等により、抽選に係る事務処理を遂行することができない場合

ニ 抽選によらない配分については、適合性の原則に則り、以下の点を総合的に勘案して各営業部店における営業責任者が決定いたします。

- 投資する商品のリスクを十分認識していること
- 投資する商品のリスクに対して十分な資産状況であること
- 過去の配分実績が過度に集中していないこと
- 弊社と継続的に取引いただいていること、またはお取引拡大が期待できること

ホ お客さまからの需要申告数量が、弊社の配分予定数量に満たない場合またはお客さまへの配分後、申込の辞退が生じた場合、有効需要を満たさなかったお客さまおよび需要の申告を行っていないお客さまに配分を行うことがあります。

(2) 新規公開株の法人投資家への配分

配分は、ブックビルディング期間中に有効需要（公開価格以上の需要）を充たす需要の申告をされたお客さまを対象に、上記（1）ニに準じて、各営業部店における営業責任者が決定いたします。

(3) 新規公開株以外の個人投資家および法人投資家への配分

申込期間前に購入希望のお申出をされたお客さま、申込期間中に購入申込をされたお客さまおよび弊社が勧誘したお客さまを対象に、上記（1）ニに準じて、各営業部店における営業責任者が決定いたします。

なお、弊社では新規公開株以外の募集等について、個人投資家および法人投資家に対して価格決定のためのブックビルディングは行いません。あらかじめご了承ください。

(4) 機関投資家への配分

機関投資家のお客さまへの配分については、需要の申告状況等を考慮の上、適切な配分に努めます。なお、機関投資家のお客さまから頂いた需要状況については、原則として募集等に係る価格決定に際して利用いたします。

4. 弊社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう新規公開株の配分については、以下の点に留意して行うこととしております。

営業部店の営業責任者が決定する新規公開株の配分については、原則として、年間に配分できる回数に制限を設けることで公正・公平な配分を心がけております。

さらに需要申告数量が募集等の総数量を大幅に超える需要が提示された銘柄については、上記の配分回数制限の内数として別途年間配分回数制限を設けております。

なお、抽選によらない新規公開株の個人投資家への平均配分株数については、抽選による一人あたりの配分株数の10倍程度を超えないよう努めます。ただし、1単元当りの投資金額の大小、公開株式数の状況、需要の積み上がり状況、市場環境の変化等により変更される場合があります。

5. 弊社で取り扱う各案件の情報については、弊社ホームページおよびお取引店の店頭等においてお知らせしております。なお、需要申告および購入希望のお申出はお取引店の店頭またはお電話で承っております。加えて、新規公開株については、原則としてインターネットトレードにおいても需要申告を承っております。

6. 弊社におきましては、顧客の損失を補填または利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②弊社の役職員等、③弊社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に⑥他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告および購入希望がこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、その申告等はお断りいたしておりますのでご了承ください。

7. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、弊社の使命であると考えております。